

平成 2 8 年度

枚方市

民間活力活用業務評価員会議報告書

〔平成 28 年度 評価・検証対象事業〕

枚 方 市

目 次

1. 取り組みの趣旨	1
2. 取り組みの流れ	1
3. 枚方市民間活力活用業務評価員会議	2
4. 対象事業の選定	2
5. 評価・検証の項目及び評価結果	4
6. 対象事業ごとの評価・検証結果	6

◇メセナひらかた会館施設維持管理事業

I 施設概要	6
II 指定管理者制度導入の経緯・目的	8
III 現在の施設管理内容	8
IV 所管部署による評価結果	9
V 評価員による評価・検証結果	16

◇有料自転車駐車場施設維持管理事業

I 施設概要	18
II 指定管理者制度導入の経緯・目的	19
III 現在の施設管理内容	20
IV 所管部署による評価結果	21
V 評価員による評価・検証結果	27

◇総合スポーツセンター維持管理事業

I 施設概要	29
II 指定管理者制度導入の経緯・目的	31
III 現在の施設管理内容	31
IV 所管部署による評価結果	32
V 評価員による評価・検証結果	41

7. 今後の予定	42
----------	----

1. 取り組みの趣旨

枚方市では、平成 8 年に行政改革大綱を策定して以降、公の施設への指定管理者制度の導入や公立保育所の民営化、業務委託の拡大等、民間活力の活用を進めてきました。

こうした状況を踏まえ、平成 24 年 12 月に策定した「枚方市新行政改革大綱」及び平成 25 年 3 月に策定した「枚方市行政改革実施プラン（前期）」において、本市における新たな行政改革の取り組みの一つとして、これら業務委託や指定管理者制度の導入を行った事業について、行政の役割と責任を踏まえた上で、その効果や課題の評価・検証を行うことを改革課題に掲げ、平成 27 年度から取り組みを進めています。

取り組みの 2 年目となる平成 28 年度では、指定管理者制度導入事業を対象として、評価・検証を実施したものです。

2. 取り組みの流れ

民間活力活用業務の評価・検証は、以下の流れで実施しました。

対象事業選定

平成 28 年度は、指定管理者制度導入事業から、評価・検証対象事業（3 事業）を選定。



所管部署による評価

所管部署自らが、事業者から提出された事業報告書や、事業者とのヒアリング等により評価を実施。



外部評価員による検証・評価

枚方市民間活力活用業務評価員による評価・検証を以下の内容で実施。

- ①書類調査（事業報告書等の関連資料による評価・検証）
- ②所管部署とのヒアリング（所管部署への質疑・応答による評価・検証）
- ③現地視察（対象施設を訪問し、現場確認や事業者へのヒアリング等による評価・検証）

3. 枚方市民間活力活用業務評価員会議

所管部署による評価結果について、外部の視点による評価・検証を行うため、有識者からなる外部評価員（3名）による枚方市民間活力活用業務評価員会議において、評価・検証を行いました。

■枚方市民間活力活用業務評価員名簿（敬称略、五十音順）

正木啓子（大阪ガス株式会社 近畿圏部 顧問）

三木潤一（現：東北公益文科大学 公益学部 准教授

前：関西学院大学商学部 准教授）

和田聡子（大阪学院大学 経済学部 教授）

■枚方市民間活力活用業務評価員会議の開催状況

	開催日	議 題
第1回	平成 28 年 6 月 25 日	・対象事業の選定 ・評価・検証の進め方の確認
第2回	平成 28 年 8 月 26 日	・所管部署（市民活動課・交通対策課・スポーツ振興課）とのヒアリング
第3回	平成 28 年 10 月 1 日	・所管部署（市民活動課・交通対策課・スポーツ振興課）とのヒアリング
第4回	平成 28 年 12 月 3 日	・現地視察の実施（メセナひらかた会館・自転車駐車場2箇所・総合スポーツセンター）
第5回	平成 29 年 2 月 10 日	・評価・検証結果の総括

※ 第2回評価員会議以降は、議論をする情報が受託者（法人等）の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、非公開としています。

4. 対象事業の選定

平成 28 年度は、指定管理者制度導入事業のうち、指定管理期間が2年目以降となる事業を対象として、選定を行いました。



指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、平成 15 年の地方自治法改正により、公の施設の設置目的をより効果的に達成するため、それまでの管理委託制度に代わる新たな公の施設の管理運営制度として、創設されたものです。

市民サービスの一層の向上、より効率的・効果的な施設管理運営を図ることを目的として、民間事業者も含めた法人その他の団体に、施設の使用許可権限等も含めて、公の施設の管理を代行させるものです。

■枚方市における指定管理者制度導入状況

枚方市では、平成 17 年度から指定管理者制度を導入し、現在は、20 施設 46 箇所において、指定管理者による運営を行っています。

指定管理者の選定にあたっては、外部の専門家で構成する「枚方市指定管理者選定委員会」を施設ごとに設置し、募集要項・基本仕様書等の確認を行うとともに、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）の事業計画書・収支予算書の記載内容等に基づく調査・審議を行います。

指定候補者を指定管理者として指定する際には、議案として市議会へ提出し、可決後、指定管理者として指定しています。



枚方市指定管理者選定委員会

〔担任意務〕

選定委員会は、市長または教育委員会から指定管理者の候補者の選定についての諮問を受け、申請のあった団体が施設管理を担う者として適当かどうかについて、事業計画書等の内容を審査・評価し、合議のうえ当該施設の指定候補者について答申するものです。

〔委員の構成〕

学識経験を有する者（法律・会計）

指定施設の管理運営について専門的知識を有する者

計 5 名以内

■平成 28 年度評価・検証対象事業

対象事業の選定にあたっては、施設の形態、指定管理者の選定方法及び相手方等を踏まえ、特徴的な施設を評価・検証対象事業に選定しました。

事業名	所管部署	選定理由
枚方市立メセナ ひらかた会館	市民活動課	・指定管理者制度導入当初(平成 18 年度)から、公募による選定を行っており、以降、民間事業者による運営が続いている。 ・指定管理者制度導入当初の選定時には複数社（5 者）から申請があったが、その後の選定時は、1 者のみの申請となっている。
枚方市自転車駐 車場	交通対策課	・指定管理者制度導入当初（平成 18 年度）から、公募を行わず、公益社団法人枚方市シルバー人材センターに指定管理者を特定（非公募）して、運営を行っている。
枚方市立総合ス ポーツセンター	スポーツ振 興課	・指定管理者制度導入当初（平成 18 年度）から、公募による選定を行っており、以降、公益財団法人枚方体育協会による運営が続いている。 ・指定管理者制度導入当初の選定時には複数社（2 者）から申請があったが、その後の選定時は、1 者のみの申請となっている。

5. 評価・検証の項目及び評価結果

評価・検証については、**合理性**及び**有用性**の観点から以下の項目により、評価・検証を実施しました。

■評価・検証の項目

項目	内 容	確認事項
合 理 性	行政の役割と責任	(1) リスクマネジメント ◇指定管理者制度による業務執行において、安全・安心の面で問題はなかったか。 ◇リスク対応を含め、十分かつ適切な仕様となっているか。 (2) 所管部署によるマネジメント ◇事業者を適切に管理・監督できているか。 ◇本市との連携・調整及び現状把握が十分になされているか。
	市民ニーズの把握及び的確な対応	(3) 市民ニーズの把握方法 ◇アンケートの実施状況やその成果、市民からの苦情・トラブル等の的確な把握を行っているか。 (4) 市民ニーズへの対応状況 ◇アンケート結果等への対応、市民からの苦情・トラブル等に対する適切な対応を行っているか。
有 用 性	経済性（コストメリット）	(5) 事業経費 ◇指定管理料が、完遂されるべき業務内容に対して妥当であるか。 (6) コストの比較・分析 ◇類似都市のコストや民間におけるコストは把握しているか。 ◇コストが妥当であるかの検証を行っているか。 ◇指定管理者制度導入によって、コストは下がっているか。
	サービス水準	(7) サービス水準の比較・分析 ◇指定管理者によりサービスが向上した点、または、低下した点はあるか。 ◇類似都市や民間におけるサービス水準は把握しているか。 ◇サービス水準が妥当であるかの検証を行っているか。 (8) 現状における問題・課題等 ◇現在の指定管理者の管理運営における問題点や課題等はあるか。

内 容	確認事項
目的達成度	(9) 民間活力活用による効果 ◇指定管理者制度を導入したことによる効果はあったか。 (10) 民間活力活用による課題（見直すべき点等） ◇指定管理者制度を導入したことによる課題はあるか。

なお、評価・検証を行った結果については、「所管部署による自己評価」「評価員による評価・検証結果」とともに、以下の２区分による判定を行いました。

■評価・検証結果の区分

判 定	内 容
妥 当	現状の実施手法による事業実施が妥当である。
要 検 討	現在の実施手法による事業実施については、検討を要する内容が認められる。

6. 対象事業ごとの評価・検証結果

メセナひらかた会館施設維持管理事業（所管課：市民活動課）

I 施設概要

《施設名称》 枚方市立メセナひらかた会館

《施設の設置目的》

市民の文化活動及び生涯にわたる学習活動を支援し、勤労者の福祉の増進を図り、並びに男女共同参画社会の実現に資することを目的として設置。

※ただし、男女共同参画社会の実現に資するものは、直営にて運営。

《施設概要》

住 所：枚方市新町2丁目1-5

敷地面積：3,483 m²、建築面積：1,159 m²、延床面積：4,393 m²

建物構造：鉄筋コンクリート造 地上6階建（一部7階建）

開館時間：午前9時30分から午後9時まで

休 館 日：火曜日（祝日を除く）、12月29日から翌年の1月3日

主な施設：多目的ホール、会議室、和室、軽運動室等

※その他、トレーニングルームや勤労者の情報提供コーナーを設置

枚方市立メセナひらかた会館マップ



■施設専用使用料

区 分			金額						
			午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	超過 1 時間
多目的 ホール	移動観覧 席を設ける 場合	市内使用者	円 7,600	円 11,400	円 15,400	円 19,000	円 26,800	円 34,400	円 3,000
		市外使用者	10,300	15,500	20,900	25,800	36,400	46,700	4,100
	移動観覧 席を設け ない場合	市内使用者	3,800	5,700	7,700	9,500	13,400	17,200	1,500
		市外使用者	5,100	7,700	10,400	12,800	18,100	23,200	2,100
第1会議室		市内使用者	700	1,100	1,500	1,800	2,600	3,300	300
		市外使用者	900	1,400	1,900	2,300	3,300	4,200	400
第2会議室		市内使用者	1,300	2,000	2,700	3,300	4,700	6,000	600
		市外使用者	1,800	2,700	3,600	4,500	6,300	8,100	800
第3会議室		市内使用者	1,500	2,300	3,100	3,800	5,400	6,900	600
		市外使用者	2,000	3,000	4,100	5,000	7,100	9,100	800
大会議室		市内使用者	3,400	5,100	6,900	8,500	12,000	15,400	1,400
		市外使用者	4,600	6,900	9,300	11,500	16,200	20,800	1,900
特別会議室		市内使用者	2,700	4,100	5,500	6,800	9,600	12,300	1,100
		市外使用者	3,600	5,400	7,300	9,000	12,700	16,300	1,500
第1和室		市内使用者	1,200	1,800	2,400	3,000	4,200	5,400	500
		市外使用者	1,600	2,400	3,200	4,000	5,600	7,200	700
第2和室		市内使用者	500	800	1,100	1,300	1,900	2,400	200
		市外使用者	700	1,100	1,500	1,800	2,600	3,300	300
軽運動室		市内使用者	2,300	3,500	4,700	5,800	8,200	10,500	1,000
		市外使用者	3,100	4,700	6,300	7,800	11,000	14,100	1,300
研修室		市内使用者	2,100	3,200	4,300	5,300	7,500	9,600	900
		市外使用者	2,800	4,200	5,700	7,000	9,900	12,700	1,200
視聴覚室		市内使用者	2,400	3,600	4,900	6,000	8,500	10,900	1,000
		市外使用者	3,200	4,800	6,500	8,000	11,300	14,500	1,300
職業講習室		市内使用者	2,100	3,200	4,300	5,300	7,500	9,600	900
		市外使用者	2,800	4,200	5,700	7,000	9,900	12,700	1,200

1 「午前」とは午前9時30分から午後0時30分まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時まで、「／午前／午後／」とは午前9時30分から午後5時まで、「／午後／夜間／」とは午後1時から午後9時まで、「全日」とは午前9時30分から午後9時までをいう。

2 「市内使用者」とは、市内に在住し、在職し、若しくは在学する者又は市内に事務所若しくは事業所が所在する団体をいい、「市外使用者」とは、市内使用者以外のものをいう。

Ⅱ 指定管理者制度導入の経緯・目的

《指定管理者制度導入の経緯》

平成4年の開館以来、財団法人枚方市勤労者福祉協会に管理運営を委託していたが、平成15年の地方自治法改正により、公の施設の管理運営制度として、指定管理者制度が創設され、民間事業者を含む幅広い団体が管理運営主体となることが可能となった。そこで、本市施設への本格的な指定管理者制度導入が始まった平成18年度から、指定管理者（京阪グループ）による管理運営を開始した。

《指定管理者制度導入の目的》

民間のノウハウを活用して、効率的・効果的な施設管理や市民サービスの向上、行政コストの削減を図るため。

《指定管理者更新状況》

指定管理 期間	選定 方法	申請 団体数	指定管理者	指定管理料
H18～20	公募	5 団体	京阪グループ 〔代表団体：京阪エンジニアリングサービス〕	222,000 千円
H21～25	公募	1 団体	京阪エンジニアリングサービス	365,630 千円
H26～30	公募	1 団体	京阪エンジニアリングサービス	372,345 千円

※現在は、京阪ビルテクノサービス㈱（平成26年10月1日付けで、㈱京阪エンジニアリングサービスより商号変更）が指定管理者として運営を行っている。

■現指定管理期間における申請状況

現地説明会参加団体数	：	6 団体
質疑提出団体数	：	3 団体
申請団体数	：	1 団体

Ⅲ 現在の施設管理内容

《指定管理期間》 平成26年4月1日～平成31年3月31日（5年）

《指定管理者》 名 称：京阪ビルテクノサービス株式会社
所在地：枚方市西禁野1丁目3番35号

《業務内容》 ① 枚方市立メセナひらかた会館条例第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる事業の実施に関する業務

(事業)

第3条 会館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会館の施設及び附属設備を市民の文化活動等の用に供すること。
- (2) 勤労者の余暇の活用に係る情報を収集し、及び提供すること。
- (3) [略]
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するため市長が必要と認める事業

② 使用の許可及び使用の許可の取消し等に関する業務

③ 会館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務

IV. 所管部署による評価結果

行政の役割と責任

(1) リスクマネジメント

本施設においては、本市と指定管理者において、あらかじめ定めている「リスク・費用分担」に基づき対応を行うとともに、指定管理者との基本協定書において、指定管理者に対して、施設における事故等に備え、適切な保険に加入することを求めている。また、指定管理者においては、緊急時に適切かつ迅速な行動がとれるよう、「危機管理マニュアル」や「緊急時対応ガイドライン」を作成し、利用者やスタッフの安全及びトラブル対策に努めている。

■ 「リスク分担表」

以下のリスク分担表において、見込まれていない特段の事情が生じた場合は、別途協議します。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
安全性の確保	維持管理業務に係る安全性等の確保		○
損害賠償	管理運営事業・維持補修業務の過程における第三者へ損害を与えた場合（指定管理者としての注意義務を怠ったことにより、施設利用者や第三者へ損害を与えた場合を含む）		○

(2) 所管部署によるマネジメント

指定管理者より、毎月、業務報告書の提出を求めているほか、必要に応じて現地確認を行っている。平成 27 年度は、平成 28 年 3 月に現地でのモニタリングを実施し、業務の実施状況（再委託業務や自主事業の履行状況、金銭の管理状況等）について、書類等の内容確認を行ったが、本市から指摘する事項はなかった。

また、指定管理者の選定時において事業者等から提案のあった事業計画書の履行状況について、指定管理者自らによる一次評価、市（施設所管課）による二次評価を行い、その結果を当該施設の管理運営に係る収支状況と合わせて公表する指定管理者管理運営評価を行った。

■ 指定管理者管理運営評価における評価結果（平成 27 年度実績）

評価結果	平均点	所 見
一次評価者 (指定管理者)	3.0	安全で、明るく、快適な施設を目指して次の項目に重点を置いて運営してきました。①条例等に則った公正な施設の運営②親切で分かりやすい応対③清掃などによる清潔な施設の維持④会館の認知度の向上⑤自主イベントによる会館の活性化であります。 会議室利用率が、ここ 2 年間連続減少で推移しており、目標達成も残念ながら及びませんでした。来年度に向け要因解析と対策立案を行い、利用率向上に向けた施策を実行してまいります。設備面では修繕計画の前倒し実施で、施設の機能回復と、安全確保が図られましたが、なお多目的ホールを始め諸設備で、老朽化に起因する突発故障発生の懸念はぬぐえず、早期の更新実施が必要です。 一方、日々の不具合箇所の修繕・補修は、迅速且つ的確に対応し、利用者のご不便を最小限に抑えるよう努力いたしました。
二次評価者 (市による評価)	3.2	夏休みに木工教室を行うなど、利用者のニーズに着目したイベントの実施により利用者の獲得に努力し、更に、利用者だけではなく施設内の関係機関にもアンケートを実施することで、施設運営の改善に取り組んでいました。 また、施設の老朽化による諸設備の故障が散見される中、迅速な対応により利用者に支障のないよう努めたことや、非常時の利用者と施設に対する安全管理が実施されており、AED設置場所の標示を明確にするなど、利用面・管理面ともに工夫した運営に取り組んだことは評価できます。 今後は、引き続きリピーターの利用継続に取り組むとともに、新規利用者開拓のため、利用者等の貴重な意見を活かした施設管理運営及びイベント等を工夫し、更なる利用率、認知度、満足度の向上に努め、施設・設備等の安全管理においても耐用年数を超えた修繕・更新計画の提案に期待します。

※ 一次・二次評価とも、各項目における事業計画書の履行の程度を 5 段階（1 点～5 点）で点数化し、全項目の得点を合算し、平均点を算出しています。

なお、「事業計画の内容どおり適正に管理できている」場合が「3 点」となります。

市民ニーズの把握及び的確な対応

(3) 市民ニーズの把握方法

指定管理者が、年 2 回、利用者アンケートを行っているほか、会館自主イベント参加者を対象としたアンケートを実施し、利用者ニーズの把握に努めている。

■会館利用者アンケート結果（平成 27 年度）

実施期間	平成 27 年 8 月 1 日～9 月 30 日	平成 28 年 2 月 7 日～3 月 7 日
集計者数	8 名	7 名
利用目的について	文化活動 2 名 団体の集会 2 名 トレーニング 1 名 その他 3 名	文化活動 2 名 団体の集会 1 名 イベント 3 名 トレーニング 1 名
スタッフの対応について	満足 2 名 普通 5 名 ※無記入 1 名	満足 3 名 普通 4 名

(4) 市民ニーズへの対応状況

アンケートでは、利用目的やスタッフの対応、その他施設全般に関するご意見をお聞きした。平成 27 年度に利用者からいただいた意見を踏まえ、卓球台の出し入れをしやすいするために倉庫と廊下の段差へのスロープ代わりとなる板の設置や、傷んでいた和室の畳を取替えるなど、設備面での改善を行うことでサービス向上に努めた。

なお、対応内容等については、館内に掲示をして周知を図っている。

経済性（コストメリット）

(5) 事業経費

■指定管理料の推移

（単位：円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
決算額	73,315,000	74,360,000	76,531,886	76,531,886

⇒現指定管理期間(H26～30)

(※1) 約 105 万円増額

 (※2) 約 217 万円増額

(※1) 平成 24 年度と平成 25 年度の約 105 万円増額理由

給湯管漏水による水道およびガス料金の増額を受け、協議により指定管理料を増額。

(※2) 平成 25 年度と平成 26 年度の約 217 万円増額理由

平成 26 年 4 月 1 日から消費税額が 5%から 8%となったこと等による増額。

＜参考＞ 現指定管理期間における指定管理料

年 度	支払（予定）額 （消費税率 8%計算）	当初提案額 （消費税率 5%計算）	
平成 26 年度	76,531,886	74,406,000	
平成 27 年度	76,531,886	74,406,000	
平成 28 年度	76,855,886	74,721,000	（単位：円）
平成 29 年度	76,531,886	74,406,000	市の提示した 提案上限額
平成 30 年度	76,531,886	74,406,000	
合 計	382,983,430	372,345,000	372,345,000

※平成 25 年度の指定管理者選定時（平成 26 年度～平成 30 年度）の指定管理料提案上限額は、前指定管理期間（平成 21 年度～平成 25 年度）における単年度の指定管理料に光熱水費の値上げに伴う経費や修繕等に係る経費の加算を行っている。

※指定管理者選定（平成 25 年度）後の平成 26 年 4 月 1 日に消費税率が 8%に変更された。

■施設利用料収入の推移（※市の収入）（単位：円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
決算額	21,876,000	23,805,650	21,801,150	21,122,050

■指定管理者収支状況 ～指定管理者管理運営評価表より～

歳入 単位：円

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	73,000,000	73,315,000	74,360,000	76,531,886	76,531,886
利用収入	124,500	135,300	208,200	187,200	209,100
その他	1,046,473	1,366,747	1,179,421	1,002,782	1,084,568
小計 a	74,170,973	74,817,047	75,747,621	77,721,868	77,825,554

別掲として市への収入として 単位：円

使用料	22,035,450	21,876,000	23,805,650	21,801,150	21,122,050
-----	------------	------------	------------	------------	------------

歳出 単位：円

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	22,232,760	21,481,292	18,912,958	23,734,025	20,186,870
委託費	35,248,765	35,433,705	35,030,097	31,228,426	31,131,819
光熱水費	16,911,128	16,616,485	20,939,514	18,998,513	17,298,162
内訳 電気	8,530,753	8,625,480	10,101,356	10,847,082	10,003,784
ガス	5,260,973	5,632,307	6,882,111	6,020,471	4,754,911
水道	3,119,402	2,358,698	3,956,047	2,130,960	2,539,467
修繕費	1,100,001	678,999	1,826,685	2,267,762	2,206,461
備品購入費	1,224,957	1,183,163	971,541	907,340	665,515
その他	2,850,433	2,666,609	2,218,557	2,659,025	2,726,855
小計 b	79,568,044	78,060,253	79,899,352	79,795,091	74,215,682

単位：円

差し引き額 a-b	-5,397,071	-3,243,206	-4,151,731	-2,073,223	3,609,872
-----------	------------	------------	------------	------------	-----------

指定管理者の収支状況では、平成 26 年度まで赤字経営が続いており、平成 27 年度において、人件費が減額となったこと等により、黒字に転換している。

収支のうち人件費については、施設常駐者に限らず、本社等で施設の管理運営業務に関わっている従業員の人件費を計上していることから、人員配置の状況によって変動することになり、結果的に収支全体が赤字になることがある。

ただし、メセナひらかた会館管理運営事業の収支の赤字は、会社全体の事業の中で吸収できていると確認している。

京阪ビルテクノサービス(株)としては、本社がメセナひらかた会館の近隣に立地していることもあって、同会館の管理運営事業を地域貢献事業として考えており、同事業の実施は、会社として大きなメリットがあるという認識を持っている。

(6) コストの比較・分析

指定管理者導入前（平成 16 年度）に比べて、年間の開館時間が増加したにもかかわらず、単年度の比較で約 4,093 万円／年（約 35％）コストを削減した。

指定管理者制度導入前 (平成 16 年度)		指定管理者制度導入後 (平成 27 年度)		差 引
管理運営経費 117,466,505 円		指定管理料 76,531,886 円		△40,934,619 円
[内訳]		※参考：指定管理者収支状況より		
人件費	51,319,517 円	人件費	20,186,870 円	△31,132,647 円
光熱水費	16,875,630 円	光熱水費	17,298,162 円	422,532 円
修繕費	1,083,263 円	修繕費	2,206,461 円	1,123,198 円
委託費	44,873,895 円	委託費	31,131,819 円	△13,742,076 円
その他経費	3,314,200 円	その他	3,392,370 円	78,170 円
計	117,466,505 円	計	74,215,682 円	

全体で約 35%のコスト削減となっている理由について、平成 16 年度の管理運営経費の内訳と現指定管理者における収支報告書の内訳を単純に比較すると、最も大きな減額となっているのが人件費であった。従事人数については、ほぼ同人数であるため、従事者の単価による差によるものであると考えている。

また、委託費についても減額となっており、これについては現指定管理者はビルメンテナンス専門業者であることから、修繕等を外部委託せず、自社で対応できていること等によるコストの削減ではないかと考えている。

サービス水準

(7) サービス水準の比較・分析

指定管理者制度導入以後に、サービス向上のため以下の取り組み等を行った結果、利用定員が多い多目的ホールや大会議室を中心に利用者数が増加した。

- 日曜日及び祝日の夜間を開館するようになった。
- 火曜日の祝日を開館するようになった。
- 貸室の予約受付終了時刻を午後5時から7時に変更した。

■利用者数比較表(平成16年度・平成27年度)

①施設専用使用

	指定管理者制度導入前 (平成16年度)			指定管理者制度導入後 (平成27年度)			差 引		
使用可能区分	858 区分			936 区分			78 区分		
室 名	件数	利用率 (%)	利用人数 (人)	件数	利用率 (%)	利用人数 (人)	件数	利用率 (%)	利用人数 (人)
第一会議室	413	48.14	3,296	479	52.52	4,523	66	4.38	1,227
第二会議室	678	79.02	11,630	542	59.43	8,166	-136	-19.59	-3,464
第三会議室	639	74.48	11,622	461	51.05	7,717	-178	-23.43	-3,905
特別会議室	340	39.63	6,188	214	23.70	4,432	-126	-15.93	-1,756
大会議室	604	70.40	44,083	591	63.14	55,457	-13	-7.26	11,374
第一和室	592	69.00	7,386	437	48.39	6,445	-155	-20.61	-941
第二和室	628	73.19	4,823	570	63.12	4,932	-58	-10.07	109
視聴覚室	424	49.42	12,555	536	59.36	18,612	112	9.94	6,057
職業講習室	725	84.50	13,622	294	32.56	8,048	-431	-51.94	-5,574
研修室	594	69.23	14,782	404	44.74	10,749	-190	-24.49	-4,033
軽運動室	753	87.76	13,162	640	68.38	10,999	-113	-19.38	-2,163
小 計	6,390	67.71	143,149	5,168	51.59	140,080	-1,222	-16.12	-3,069
多目的ホール	672	78.32	56,259	702	75.00	89,683	30	-3.32	33,424
合 計	7,062	68.59	199,408	5,870	53.59	229,763	-1,192	-15.00	30,355

②施設個人共用使用

(単位:回)

室 名	指定管理者制度導入前 (平成16年度)	指定管理者制度導入後 (平成27年度)	差 引
トレーニングルーム	18,987	19,954	967
サウナ室	117	72	-45
多目的ホール	70	51	-19
合 計	19,174	20,077	903

(8) 現状における問題・課題等

利用者へのサービスや施設管理においては、指定管理者が培ったノウハウ（修繕を自社対応できている等）を活かして、適切に実施しており管理運営における問題はな
いと考えている。

課題としては、施設開所後 20 年以上を経過し、施設の老朽化が進んでおり、施設・
設備等の修繕対応が多くなっている。

目的達成度

(9) 民間活力活用による効果

指定管理者制度導入による効果としては、現在の指定管理者は、ビルメンテナンス
業務を行う企業で、専門性を活かして、迅速かつ効率的に修繕等の対応を行っている
ことである。

また、自主事業については、平成 27 年度に 15 事業を実施して、約 1,000 人が来場
されており、一定の集客効果が見られる。

■自主イベント実施実績（平成 27 年度）

実施日	名 称	参加人員
4 月 23 日（木）	色鉛筆画教室	30 名
4 月 26 日（日）	枯れないお花・プリザーブドフラワー体験レッスン	27 名
6 月 20 日（土）	牛乳パックで作る和紙の小物入れ	26 名
7 月 23 日（木）	色鉛筆画教室	25 名
7 月 25 日（土）	メセナ納涼くらわんか寄席（第 81 回渚家一門会）	358 名
8 月 16 日（日）	夏休み親子木工教室	75 組 175 名
8 月 23 日（日）	枯れないお花・プリザーブドフラワー体験レッスン	23 名
9 月 27 日（日）	メセナ朗読会	29 名
10 月 22 日（木）	色鉛筆画教室	30 名
10 月 24 日（土）	牛乳パックで作る和紙の小物入れ	25 名
11 月 15 日（日）	枯れないお花・プリザーブドフラワー体験レッスン	27 名
1 月 28 日（木）	色鉛筆画教室	26 名
2 月 20 日（土）	牛乳パックで作る和紙の小物入れ	25 名
2 月 21 日（日）	枯れないお花・プリザーブドフラワー体験レッスン	23 名
3 月 12 日（土）	第 4 回メセナくらわんか寄席	215 名
計	15 事業	1,064 名

(10) 民間活力活用による課題（見直すべき点等）

本市と指定管理者のリスク分担では、物価変更によるリスクは指定管理者の負担とされている。しかし、電気料金については、原発の稼働停止等により、今までにない増額幅になっているため、指定管理者にとっては、経営面での負担になっており、リスク分担の見直しが必要であると考えている。

所管部署による評価結果

所管部署による自己評価	妥 当
-------------	-----

－理由－

下記のとおり、民間のノウハウを活かした管理運営の効果が現われていることから、指定管理者により管理運営を行うことが妥当であるとする。

①効率的・効果的な施設管理

現在の指定管理者は、企業の専門性を活かして、迅速かつ効率的に修繕等の対応を行っている。

②市民サービスの向上

指定管理者制度導入前と比較して、日曜・祝日の開館時間を延長する等、サービスの向上に努めている。また、自主事業を数多く実施することにより、施設の集客にも積極的に取り組んでいる。

③行政コストの削減

指定管理者制度導入前に比べて、約 4,093 万円（約 35%）コスト削減となっている。

V. 評価員による評価・検証結果

〔総論〕

民間活力の利用は、行政改革を進めるための必要十分条件ではない。そのため、発注時十分に調査検討した民間委託であっても、・民間のノウハウが生かされているか？・公共事業本来の目的は果たしているか？・想定外の課題が生じていないか？など事業を常に注視することが必要である。本評価員会議では、民間事業者や市の担当課の声を直接聴き、上記視点で現状でのメリットやリスクを第三者視点で評価したものである。

なお、本評価作業を通じ担当課や指定管理者と意見交換した制度上・運用上の各内容が、今後の枚方市指定管理者制度の適用に生かされ、市民・企業・行政の強力な連携の輪で行政サービス向上・コスト削減や地域活性化に寄与することを願っている。

[評価員(3名)の評価・検証結果]

評価・検証結果	妥当(条件付き)
---------	----------

－理由－

事業収支の赤字を、指定管理者が地域貢献というサービスで対応しているが、赤字は事業目的に則り利用者を増やすほか民間ノウハウを駆使し解消するように市は指導すべきである。指定管理者が毎年赤字補てんしなければならない事業に他の事業者が手を挙げるとは考えにくく、制度の趣旨からも疑問である。

指定管理者制度を継続するのか、企業の地域貢献としてやってもらうのか、ネーミングライツなど他制度も含め原点に立ち返り事業の目的・内容・予算など精査すべきではないか。

なお、本制度の運用にあたっては、市関連施設(男女共生フロア・ウィル)の位置や募集要項内容などについて、指定管理者がその能力を十分に生かせるような環境づくりを工夫いただきたい。

評価・検証結果	要検討
---------	-----

－理由－

本事業において、指定管理者導入前と比較して開館時間増加にもかかわらず約35%コストを削減したという記述があるが、指定管理者の収支状況(P.12)では平成26年度まで支出超過となっており、コスト削減と支出超過は整合的でない。この質疑に対する回答では、管理部門の人員配置の状況により収支は変動するとされ金額に裁量の働く余地があることになるため、指定管理料の算定内容が詳細に検討されなければならない。支出超過であっても地域貢献活動として引き受けているという説明も疑問である。現状、公募による選定であっても申請は1団体のみとなっており、今後、総合文化施設との一体管理という方向性が打ち出される中で、複数の団体が応募する環境を整えることが必要であると考ええる。

評価・検証結果	要検討
---------	-----

－理由－

このたび、事業調書資料、所管部署とのヒアリング、現地視察を通じて、以下の課題があると思われる。よって、本事業の一部状況においての現状は妥当とはいえず、改善の余地があると判断した。

本事業の指定管理者制度導入当初は複数の業者から申請があったようだが、その後特定1者のみの申請となり、現在に至るまで当事業者が約10年間にわたって運営を行っている。それゆえ、人件費の削減努力は見受けられるものの、それ以外の内容として業務のマンネリ化、利用者ニーズとのミスマッチによる貸室(一部)の低稼働率、などについてはコスト上昇の状況が見受けられることである。この状況は、いわゆる1者独占で、今後も他者参入の可能性が希薄であることから競争原理が働かず、結果的にコスト削減のスピード化や利用者サービスの向上につながっていないと思われる。よって、当事業者の本業としてのビルメンテナンス業務については、効率的かつ安全性も考慮して運営されていることは評価できるが、利用者サービスの在り方については、まだまだ改善・工夫が必要ではないか。

有料自転車駐車場施設維持管理事業（所管課：交通対策課）

I 施設概要

《施設名称》 有料自転車駐車場（20 箇所）

《施設の設置目的》

道路交通の円滑化を図り、自転車等を利用する市民の利便に供するため、自転車駐車場を設置。

《施設概要》

鉄道駅 13 駅の周辺にある 20 箇所の有料自転車駐車場の運営・維持管理を行う。

開場時間：午前 4 時 45 分から翌日午前 1 時まで（年中無休）

■枚方市駐車場施設一覧表（20 箇所）

No.	名 称	所 在 地	開 設	面 積 (㎡)	構 造	収 容 台 数(台)		
						自転車	バイク	合 計
1	町楠葉自転車駐車場	町楠葉1丁目9番40号	昭62.7.1	1,504.76	平面屋根あり	1,171	—	1,171
2	天満川自転車駐車場	楠葉並木2丁目40番10号	昭62.7.1	1,523.95	平面屋根あり	1,100	—	1,100
3	牧野東自転車駐車場	牧野阪2丁目1番2号	平元.4.1	2,125.00	平面屋根あり	1,251	146	1,397
4	御殿山自転車駐車場	御殿山町1番7号	平8.10.1	1,426.56	平面屋根あり	920	100	1,020
5	御殿山東自転車駐車場	御殿山町5番4号	平8.10.1	481.90	平面屋根なし	100	100	200
6	枚方市駅東自転車駐車場	岡東町27番20号	平8.12.1	(延床) 2,525.02	鉄筋コンクリート造 2F(2層)	1,045	311	1,356
7	枚方市駅東第二自転車 駐車場	岡東町653番10	平19.2.1	204.16	平面屋根なし	140	60	200
8	枚方市駅西自転車駐車場	岡南町10番34号	平8.12.1	(延床) 1,850.46	鉄筋コンクリート造 2F(2層)	910	380	1,290
9	枚方市駅西第二自転車 駐車場	新町1丁目7番地6外	平19.2.1	320.33	平面屋根なし	100	40	140
10	枚方公園自転車駐車場	伊加賀東町3番B1号	平7.4.1	(延床) 3,702.82	鉄筋コンクリート造 地下2F(3層)	1,754	694	2,448
11	光善寺自転車駐車場	北中振3丁目18番1号	平4.12.1	(延床) 1,349.23	鉄骨造地上2F 地下1F(4層)	811	80	891
12	光善寺東自転車駐車場	北中振1丁目23番38号	平2.8.1	1,254.98	平面屋根なし	707	200	907
13	香里園町自転車駐車場	香里園町5番6号	平4.3.1	(延床) 413.61	鉄骨造2F(2層)	280	110	390
14	宮之阪自転車駐車場	宮之阪4丁目1番30号	平4.6.1	233.80	平面屋根なし	120	20	140
15	星丘自転車駐車場	星丘2丁目2番65号	平元.4.1	472.83	平面屋根なし	174	47	221
16	村野自転車駐車場	村野西町58番1号	平3.3.1	547.71	平面屋根なし	240	34	274
17	長尾自転車駐車場	長尾元町6丁目1番4号	平元.12.1	1,785.04	平面屋根なし	1,250	480	1,730
18	藤阪自転車駐車場	藤阪南町3丁目1番20号	平元.4.1	1,520.07	平面屋根なし	950	300	1,250
19	津田自転車駐車場	津田駅前1丁目15番15号	平元.12.1	1,540.00	平面屋根なし	801	240	1,041
20	津田東自転車駐車場	津田駅前2丁目25番25号	平25.4.1	700.93	平面屋根あり	200	50	250
有料自転車駐車場20箇所 合計				25,483.16		14,024	3,392	17,416

■使用料

区 分		金 額	
		一時使用（1 回）	定期使用（1 月）
自転車	一般	100 円	1,800 円 (1,500 円)
	学生等		1,000 円
原動機付自転車		200 円	3,000 円 (2,500 円)

※1 「学生等」とは学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の学校、同法第 124 条の専修学校及び同法第 134 条第 1 項の各種学校に在学し、又は在園する者その他これに類する者並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条の児童福祉施設に在所する者をいう。

※2 （ ）内の額は、屋外、3 階及び地下 2 階部分に駐車する場合の使用料の額とする。

※3 使用許可期間を経過して駐車した場合の使用料の額は、経過した日 1 日につき自転車については 100 円、原動機付自転車については 200 円とする。

Ⅱ 指定管理者制度導入の経緯・目的

《指定管理者制度導入の経緯》

指定管理者制度導入以前は、（財）枚方市施設管理サービス公社に管理業務を委託して運営していた。地方自治法の一部を改正する法律が平成 15 年 9 月に施行されたことを受け、指定管理者制度を導入した。

《指定管理者制度導入の目的》

指定管理者制度導入以前は、（財）枚方市施設管理サービス公社に管理業務委託を行っていたが、自転車駐車場における従事は、同公社から（社）枚方市シルバー人材センター（当時）が請け負っていた。

そこで、施設管理運営の効率化やコスト削減を目的として、施設の使用許可権限等も含め、施設の管理運営に係る権限を委任できる指定管理者制度を導入した。

《指定管理者更新状況》

指定管理期間	選定方法	箇所数	指定管理者	指定管理料
H18～H20	特定	19 箇所	（社）枚方市シルバー人材センター	693,359 千円
H21～H23	特定	19 箇所	（社）枚方市シルバー人材センター	642,003 千円
H24～H26	特定	19 箇所 →20 箇所	（公社）枚方市シルバー人材センター	638,922 千円
H27～H29	特定	20 箇所	（公社）枚方市シルバー人材センター	631,854 千円

※平成 25 年度から、津田東自転車駐車場が供用開始となった。

■現指定管理者選定時における特定（非公募）とする理由

（公社）枚方市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第 41 条に基づき、昭和 55 年に大阪府知事より指定を受けて設立された団体で、本市における高齢者の就労支援や生きがい施策等を推進する重要な団体であり、高齢者の就業機会の確保等、本市の高齢者施策の一環として、同センターを指定管理者に指定することが妥当と判断したため、制度導入時から特定（非公募）としている。

■他市状況調査（自転車駐車場の指定管理者選定方法について）

15 市中、シルバー人材センターが指定管理者となっているのは 3 市

（そのうち 2 市が非公募、1 市が公募）

名 称	選定方法	指定管理者
高石市	公募	・（公社）高石市シルバー人材センター（13 箇所） ・高石都市開発（株）（3 箇所）
交野市	非公募	（公社）交野市シルバー人材センター
柏原市	非公募	（公社）柏原市シルバー人材センター

Ⅲ 現在の施設管理内容

《指定管理期間》 平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（3 年）

《指定管理者》 名 称：公益社団法人 枚方市シルバー人材センター
所在地：枚方市大垣内町 3 丁目 14 番 1 号

《業務内容》 ①枚方市自転車駐車場条例第 4 条各号に掲げる事業の実施に関する業務

（事業）

第 4 条 駐車場は、次に掲げる事業を行う。

- （１） 駐車場を自転車等の駐車のに供すること。
- （２） 自転車等の安全利用に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- （３） 自転車等の放置防止の啓発を行うこと。

②施設使用者への使用許可及び使用許可の取消し業務

③自転車駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

④自転車駐車場の使用料の徴収に関する業務

IV. 所管部署による評価結果

行政の役割と責任

(1) リスクマネジメント

リスク対応に関しては、指定管理者の募集時にあらかじめリスク分担について定めている。また、指定管理者においては、「緊急連絡体制表」及び「危機管理マニュアル」を作成し、自転車駐車場内管理棟に掲示する等、周知を徹底し、緊急時に速やかに対応できる体制が組まれている。

■「責任及び費用の分担表」

以下のリスク分担表において、見込まれていない特段の事情が生じた場合は、別途協議します。

項 目	内 容	負担者	
		市	指定管理者
安全性の確保	維持管理業務に係る安全性等の確保		○
損害賠償	管理運営事業・維持補修業務の過程において第三者へ損害を与えた場合（指定管理者としての注意義務を怠ったことにより、施設使用者や第三者へ損害を与えた場合を含む）		○

(2) 所管部署によるマネジメント

毎月提出される月報の確認のほか、随時の報告・連絡・立会い等により現場状況の把握に努めている。なお、モニタリングは年に1回、当該年度の事業終了後、速やかに実施している。

モニタリングの方法としては、指定管理者の自主評価後、本市による評価を行い、総合評価及び改善点を通知している。

平成27年度分のモニタリングについては、総合評価は「標準的」と評価し、「接客・言葉使いの徹底」「新たな自主事業の提案」「長期留め置き自転車の管理・書類作成及び保管」について、改善を求めた。

■指定管理者管理運営評価における評価結果（平成27年度実績）

指定管理者の選定時において事業者等から提案のあった事業計画書の履行状況について、指定管理者自らによる一次評価、市（施設所管課）による二次評価を行い、その結果を当該施設の管理運営に係る収支状況と合わせて公表する指定管理者管理運営評価の平成27年度実績は次のとおりであった。

評価結果	平均点	所 見
一次評価者 (指定管理者)	3.6	事業計画の内容については、計画通りの自転車駐車場管理運営を行うことができました。 サービスの向上については、「気持ちよく利用できる自転車駐車場」を目指し、利用者が安全・安心に利用できるように管理に努め、従事者の接客サービス面に重点を置きました。修繕予定計画については、各自転車駐車場施設の老朽化に伴い、業者及びシルバー会員が施設等修繕を行い、円滑な運営に努めました。 今後の課題は、市営自転車駐車場利用促進 PR 活動を行いました。民間駐輪場や機械式駐輪場が各地域で増えるとともに、自転車等大型化による駐車スペース確保のため、前年度に比べ利用台数が減少しました。そのため、各地域の状況分析をして、チラシ、ポスター、ポケットティッシュ等による更なる啓発活動及び接客サービスで利用台数を増やすことです。 長期留置き自転車対策については、早期に調査して順次減少するように努めます。
二次評価者 (市による評価)	3.0	全般的に、施設の管理運営、維持管理は適切に行われています。特に、年中無休の運営を行う中、急を要する修繕については、速やかな対応が行われました。引き続き、利用者アンケート結果や意見箱に投じられた意見等を踏まえ、利用者がより安全・安心・快適に利用できる環境づくり、より効果的・効率的な施設運営に努め、サービス向上を図ることが求められます。また、利用者数（台数）増加のため、利用促進 PR のほか、長期留め置き自転車への積極的な対応も必要となります。 指定管理者の選定にあたっては、高齢者の就労支援、生きがい創出、健康増進等の高齢者対策を図るのに合理的であるとして、非公募で（公社）枚方市シルバー人材センターを選定していますが、今後は民間企業と競争されても勝るとも劣らないよう、最大限の努力がなされるよう期待します。

※ 一次・二次評価とも、各項目における事業計画書の履行の程度を 5 段階（1 点～5 点）で点数化し、全項目の得点を合算し、平均点を算出しています。

なお、「事業計画の内容どおり適正に管理できている」場合が「3 点」となります。

市民ニーズの把握及び的確な対応

（３）市民ニーズの把握方法

指定管理者による意見箱の設置、アンケート調査により、利用者の意見・要望を把握している。利用者からの苦情等は、直接、市で受け付けるほか、指定管理者が受けた苦情等で重要なものは、市への報告を求めている。

■利用者アンケート調査結果（平成 27 年度）

実施期間：平成 27 年 10 月 1 日～平成 27 年 10 月 10 日

配付枚数：4,000 枚 回収枚数：903 枚 回収率：23%

アンケート項目	結 果		アンケート項目	結 果	
利用目的は？	通勤	66.6%	料金は？	安い	40.4%
	通学	18.5%		普通	35.8%
	買物	6.2%		やや安い	14.5%
	習い事	3.2%		やや高い	6.6%
	その他	5.5%		高い	2.7%
当駐車場を選ぶ理由は？	駅に近い	47.8%	総合的な満足度は？	満足	50.8%
	料金が安い	32.8%		やや満足	30.2%
	駐車しやすい	12.9%		普通	15.3%
	目的地に近い	3.6%		やや不満	2.6%
	その他	2.9%		不満	1.1%

(4) 市民ニーズへの対応状況

利用者アンケート等により把握したニーズに対し、「利用者が気持ちよく利用できる自転車駐車場」をめざして施設の管理運営に反映させている。

例えば、これまでのアンケートで出された要望に基づき、自転車ラックへの入出庫補助、タオル・雑巾の備え付け、市営自転車駐車場の利用を促進するためのポケットティッシュの配布、挨拶の徹底、接客マナーの指導等が行われるようになった。

また、利用者からの苦情等については、指定管理者とともに施設所管部署が解決に当たっている。

経済性（コストメリット）

(5) 事業経費

■指定管理料の推移

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
決算額	209,111,000	214,168,000	215,643,000	207,552,126



(※1) 約 506 万円増額

⇒現指定管理期間

(H27～29)

(※1) 平成 24 年度と平成 25 年度の約 506 万円増額理由

平成 25 年度から津田東自転車駐車場（1 箇所）を指定管理業務に追加。

〈参考〉 現指定管理期間における指定管理料

年 度	指定管理料 (消費税率 8%計算)	
平成 27 年度	207,552,126	
平成 28 年度	210,679,284	市の提示した 提案上限額
平成 29 年度	213,622,629	
合 計	631,854,039	
		635,191,000

※指定管理料については、過去3年間の実績等から鑑みた平均額に、最低賃金等を勘案し、積み上げた額を提案上限額として公表し、指定管理者から提案を得ている。提案額については、指定管理者選定委員会で確認・決定している。

■施設利用料収入の推移（※市の収入）（単位：円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
決算額	300,069,800	303,883,600	301,067,700	293,299,600

※収益（指定管理料との差額）については、放置自転車の撤去・移送費用等の放置自転車対策事業に活用している。

■指定管理者収支状況 ～指定管理者管理運営評価表より～

歳入					単位：円
項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
指定管理料	214,001,000	209,111,000	214,168,000	215,643,000	207,552,126
利用収入					
その他					
小計 a	214,001,000	209,111,000	214,168,000	215,643,000	207,552,126

別掲として市への収入として					単位：円
使用料	298,069,300	300,069,800	303,883,600	301,067,700	293,299,600

歳出					単位：円
項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	17,780,939	17,479,614	17,780,723	18,008,091	15,825,560
会員配分金	145,179,934	149,360,271	153,390,225	152,905,975	167,456,546
消耗品費	3,141,430	2,287,242	3,120,422	2,410,632	2,618,397
修繕費	2,960,486	3,056,900	2,052,502	3,051,602	3,055,242
賃借料	2,986,200	2,986,200	3,225,075	2,554,848	1,648,044
光熱水費	11,445,922	11,578,716	14,113,019	14,427,867	14,316,099
内訳 電気	11,035,432	11,173,305	13,703,407	14,081,477	13,948,328
水道	410,490	405,411	409,612	346,390	367,771
租税公課	1,052,150	1,192,250	754,400	584,800	2,600,370
通信運搬費	702,248	710,753	797,431	799,071	809,277
什器備品費	281,250	182,050	168,000	162,000	205,200
印刷製本費	4,393,828	4,435,485	3,599,382	3,696,275	3,733,917
保険料	330,380	330,380	349,440	343,870	344,102
委託費	15,460,082	14,829,686	15,176,711	16,017,824	1,292,203
小計 b	205,714,849	208,429,547	214,527,330	214,962,855	213,904,957

単位：円				
差し引き額 a-b	8,286,151	681,453	-359,330	680,145
				-6,352,831

※平成25年度から指定管理業務に津田東自転車駐車場（1箇所）を追加した。

※自主事業における収支は含まれていません。

(6) コストの比較・分析

この間、管理施設数が3箇所増加し、消費税率も5%から8%に引き上げられているが、指定管理者制度への移行によって、それまで再委託という形で駐輪場に從事していたシルバー人材センターが指定管理者となったことで、人件費の縮減が図られ、委託料（指定管理料）は概ね減少しており、コストメリットがあると判断できる。

また、権限が委任できる指定管理者制度に移行したことによって、施設の修繕や植栽の剪定等を指定管理者で行うことができることから、本市職員が執行する業務も軽減されている。

■管理施設数と管理運営費の比較

指定管理者制度導入前 (平成 17 年度)		指定管理者制度導入後 (平成 27 年度)	差 引
管理施設数	17 箇所	管理施設数 20 箇所	3 箇所
管理委託料	212,341,688 円	指定管理料 207,552,126 円	△4,789,562 円

サービス水準

(7) サービス水準の比較・分析

本市における自転車駐車場の主な利用者層（10代～60代）の人口減少や、民間の駐輪場・機械式駐輪場の増加により、利用台数は減少傾向にあるが、意見箱の設置や利用者アンケートの実施により利用者の意見・要望を随時把握することができ、迅速な対応を取ることができるようになったことから、サービスの向上にはつながっていると考えられる。

■施設利用者数（台数）の比較

	指定管理者制度導入前 (平成 17 年度)	指定管理者制度導入後 (平成 27 年度)	差 引
一時利用			
自転車	830,307 台	797,255 台	△33,052 台
原付	168,537 台	130,112 台	△38,425 台
定期利用			
自転車	102,769 台	100,325 台	△2,444 台
原付	24,347 台	17,510 台	△6,837 台

※定期利用は、定期販売枚数（台数）。

■自主事業の実施状況

事業名：レンタサイクル事業「ひらりん」

概 要：牧野東自転車駐車場においてレンタサイクル自転車を貸出

レンタサイクル自転車 10 台

料金は、1 日 1 回 200 円（延滞料金は 1 日につき 200 円）

貸出・返却時間は 6 時～21 時

実 績（平成 27 年度）：貸出台数 延べ 1,424 台（使用料収入 284,800 円）

運営費用 290,730 円

（保険料、自転車賃借料・点検料、チラシ等の印刷費）

<参考>自主事業における収支状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
歳入	235,400	318,100	341,600	284,800
歳出	79,930	411,105	100,730	290,730
差し引き額	155,470	△93,005	240,870	△5,930

（8）現状における問題・課題等

本来、指定管理者で対応すべき比較的軽易な苦情・要望であっても、現場の従業員で対応できなかった場合、その苦情が利用者から市に直接通報されるため、対応が二度手間になることがある。

目的達成度

（9）民間活力活用による効果

早朝から深夜まで営業している施設において、権限を委任できる指定管理者制度を導入したことにより、利用者からの要望事項への自主的な対応、施設や備品の軽易な修繕及び敷地内の樹木の剪定等に素早い対応ができ、市が直営で運営するよりも効率的な対応・運営ができている。

（10）民間活力活用による課題（見直すべき点等）

利用者満足度の更なる向上のため、従事者の接遇研修の充実や施設の有効活用等の手法の検討が必要である。

所管部署による評価結果

所管部署による自己評価	妥 当
-------------	-----

－理由－

指定管理者制度導入以降、（公社）枚方市シルバー人材センターを指定管理者として指定してきたが、下記の理由により、同センターを指定管理者としているのは妥当と考える。

①施設の管理運営に係る権限を委任することによる効率化

早朝から深夜まで営業している施設において、権限を委任できる指定管理者制度を導入したことにより、利用者からの要望事項への自主的な対応、施設や備品の軽易な修繕及び敷地内の樹木の剪定等に素早い対応ができ、市が直営で運営するよりも効率的な対応・運営ができている。

②コストの削減

管理施設数が3箇所増加し、消費税率も5%から8%に引き上げられているにもかかわらず、人件費の削減などによって、管理運営経費（指定管理料）は概ね減少しており、コストメリットがあると判断できる。

V. 評価員による評価・検証結果

[総論]

民間活力の利用は、行政改革を進めるための必要十分条件ではない。そのため、発注時十分に調査検討した民間委託であっても、・民間のノウハウが生かされているか？・公共事業本来の目的は果たしているか？・想定外の課題が生じていないか？など事業を常に注視することが必要である。本評価員会議では、民間事業者や市の担当課の声を直接聴き、上記視点で現状でのメリットやリスクを第三者視点で評価したものである。

なお、本評価作業を通じ担当課や指定管理者と意見交換した制度上・運用上の各内容が、今後の枚方市指定管理者制度の適用に生かされ、市民・企業・行政の強力な連携の輪で行政サービス向上・コスト削減や地域活性化に寄与することを願っている。

[評価員（3名）の評価・検証結果]

評価・検証結果	要検討
---------	-----

－理由－

マニュアル化も進んでおり、事業推進上の大きな問題はないが、シルバー人材センターが指定管理者に特定される理由には疑問がある。

高齢社会施策の一環として、当公益法人をどう生かしどう協力していくかは、市にとって重要な課題であることは理解できる。

しかし、本事業は、指定管理者制度で運用されており、国の助言でも、「住民サービスを効果的、効率的に 提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義」とされている。本施設管理が高齢者の就業機会の確保を目的とするなら、別の制度で対応すべきである。

評価・検証結果	要検討
---------	-----

－理由－

本事業においては、指定管理者を枚方市シルバー人材センターに特定する選定方法が妥当であるかが問題である。

この質疑に対する回答から、福祉施策として実施することの根拠・基準は特になく、大阪府内の他市の状況からも指定管理者を特定することは妥当性を欠くと考えられる。

議会からの指摘にもある通り、高齢者に対する福祉施策は別に検討すればよく、指定管理者の選定は競争の働く公募とすべきであろう。

評価・検証結果	要検討
---------	-----

－理由－

このたび、事業調書資料、所管部署とのヒアリング、現地視察を通じて、以下の課題があると思われる。よって、本事業の現状は妥当とはいえず、改善の余地があると判断した。

まず、本事業の事業者自体については、特に問題があるわけではなく、むしろ現地視察においても効率的かつ丁寧な運営・管理体制が見受けられ、評価できる。

本事業の大きな課題は、特定の事業者を選定していることである。他市の状況をみても多くが公募による民間事業者運営にある状況において、いまだ本市の事業選定方法は、本事業を高齢者・福祉政策の一環としてみなし、現在の事業者を「特定」しているが、公正・公平の見地からはその根拠・基準を見出せないことから、早急に事業選定方法の改善の検討が必要と思われる。

なお、付言すべき点は、牧野駅のレンタサイクルについてである。現地視察時にヒアリングしたところ、市外からの観光目的利用というよりも地元・市内の方々の駅から公共施設までの「足」として利用されていることが分かった。その現状をふまえると、「足」としての活用方法をもっと住民に PR することで、利用率のアップにもつながると共に、市民サービスの一助になるのではないかと。

総合スポーツセンター維持管理事業（所管課：スポーツ振興課）

I 施設概要

《施設名称》 枚方市立総合スポーツセンター

《施設の設置目的》

スポーツ基本法第12条第1項〔国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。〕に基づき、スポーツ施設を設置。

《施設概要》

	総合体育館		陸上競技場		テニスコート
所在地	枚方市中宮大池4丁目10番1号				枚方市藤阪南町1丁目 334番地の4及び337 番地の1内
敷地面積	13,744平方メートル				1,242平方メートル
建物面積	3,968平方メートル				
延べ床面積	8,552平方メートル				
総面積			25,462平方メートル		
競技場面積			19,618平方メートル		
メインスタンド			2,355平方メートル		
建物構造	鉄筋コンクリート造、地上4 階・地下1階		鉄筋コンクリート造2階		
主な施設	地下	サブアリーナ			
	1階	第1武道場・第2武 道場・卓球室・トレ ーニング室・第1会 議室・第2会議室・ 男女更衣室・事務所 等	1階	本部室・会議 室・医務室・放 送室(写真判定 室)・男女更衣 室・事務所等	砂入り人工芝コート2 面・更衣室・倉庫・簡易 トイレ
	2階	メインアリーナ・本 部室・選手控え室等	2階	観覧席	
	3・4階	観覧席・放送室・ラ ンニングロード			

【総合体育館・陸上競技場】

開所時間：総合体育館 午前9時から午後9時まで

陸上競技場 (専用使用) 午前9時から午後5時まで

(個人共用使用) 午前9時から午後7時まで

休 所 日：月曜日 (休日の場合は開所)、12月29日から翌年1月3日

6月及び12月の第1火曜日

【テニスコート】

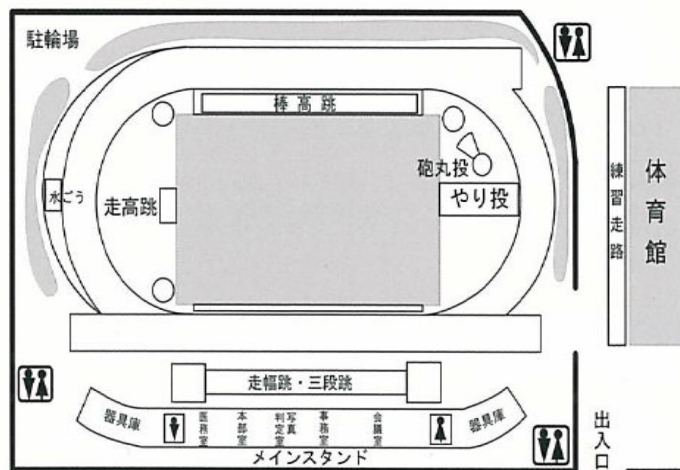
開所時間：午前6時から午後7時まで

休 所 日：12月29日から翌年1月3日



総合体育館・陸上競技場マップ

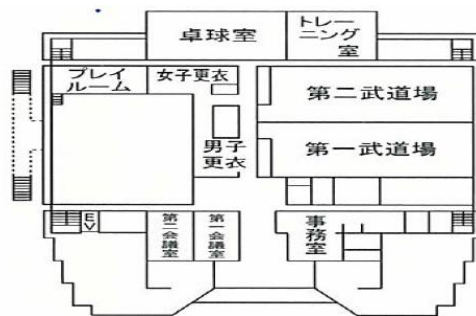
(陸上競技場平面図)



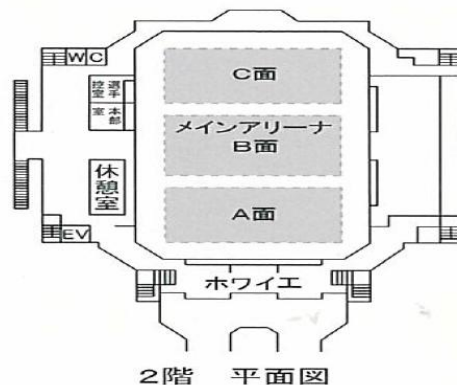
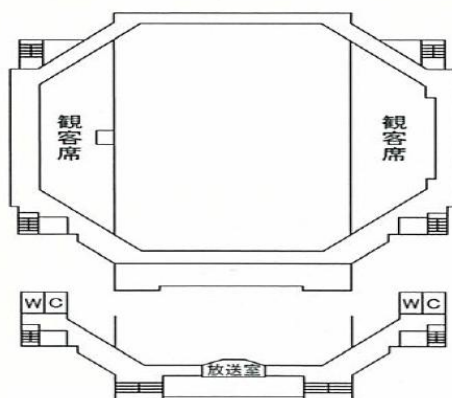
(総合体育館平面図)



B1 平面図



1階 平面図



2階 平面図

Ⅱ 指定管理者制度導入の経緯・目的

《指定管理者制度導入の経緯》

指定管理者制度導入以前は、公益財団法人 枚方体育協会に管理運営業務を委託していた。地方自治法の一部を改正する法律が、平成 15 年 9 月に施行されたことを受け、指定管理者制度を導入した。

《指定管理者制度導入の目的》

民間活力を活用して実施することとした目的

- ①サービスの質の向上
- ②採算性（コストメリット）
- ③スポーツ大会運営の経験・ノウハウの活用
- ④多様化・高度化する市民ニーズへの効率的・効果的な対応

《指定管理者更新状況》

指定管理期間	選定方法	申請団体数	指定管理者	指定管理料
H18～20	公募	2 団体	(財)枚方体育協会	65,499 千円
H21～25	公募	1 団体	(財)枚方体育協会 ※H22 年より (公財) 枚方体育協会	257,146 千円
H26～30	公募	1 団体	(公財)枚方体育協会	296,062 千円

※H18～20 は利用料金制と指定管理料の併用としていた。

■現指定管理期間における申請状況

現地説明会参加団体数	: 4 団体
質疑提出団体数	: 1 団体
申請団体数	: 1 団体

Ⅲ 現在の施設管理内容

《指定管理期間》 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（5 年）

《指定管理者》 名 称：公益財団法人 枚方体育協会
所在地：枚方市渚西 3 丁目 26 番 10 号

《業務内容》 ① 施設使用等に関する業務
(ア) 枚方市立総合スポーツセンター条例第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する業務、トレーニング講習会の実施ほか、スポーツ教室の開催

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) センターの施設及び附属設備をスポーツの利用に供すること。
- (2) スポーツ教室を開催し、その他スポーツの普及を図ること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、枚方市教育委員会が必要と認める事業

(イ) 使用申込みに関する手続き、受付・問合せ業務全般

(ウ) 予約申込み受付業務（予約システム運営業務を含む。）

(エ) 使用の許可及び使用の許可の取消し等に関する業務

(オ) 使用料の徴収・還付・減免業務

(カ) 設備、器具、備品等の管理、貸出、補修、点検立会、補修指示等全般

② 施設の維持管理及び修繕に関する業務

③ その他必要な業務（ホームページ作成及び維持管理 他）

IV. 所管部署による評価結果

行政の役割と責任

(1) リスクマネジメント

本市と指定管理者において、あらかじめ発生し得るリスクについて、「リスク分担表」を定めているとともに、業務の実施に当たり事故等が発生した場合は、速やかに市に報告することとしている。

また、指定管理者によって「危機管理マニュアル」を作成し、トラブルを未然に防ぐ対策を講じているとともに、施設で発生した事故、トラブル、使用者からの苦情については、「報告・是正処置表」を作成し、未然にトラブルを防ぐ体制や改善に努めている。なお、安全・安心の面で問題なく業務執行されており、施設の設置または管理の瑕疵による事故は、平成19年度以降は発生していない。

■「リスク分担表」 ～抜粋～

以下のリスク分担表において、見込まれていない特段の事情が生じた場合は、別途協議します。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		教育委員会	指定管理者
安全性の確保	維持管理業務に係る安全性等の確保		○
損害賠償	管理運営事業・維持補修業務の過程における第三者へ損害を与えた場合 (指定管理者としての注意義務を怠ったことにより、施設使用者や第三者へ損害を与えた場合を含む)		○

(2) 所管部署によるマネジメント

事業計画書に基づいて効率的・効果的な事業実施ができるよう、適時モニタリングを実施し、必要に応じて改善等の指示を行っている。例年、モニタリング表をもとに、年2回程度、各施設において書類の確認や現地確認を行っている。

■指定管理者管理運営評価における評価結果（平成27年度実績）

指定管理者の選定時において事業者等から提案のあった事業計画書の履行状況について、指定管理者自らによる一次評価、市（施設所管課）による二次評価を行い、その結果を当該施設の管理運営に係る収支状況と合わせて公表する指定管理者管理運営評価の平成27年度実績は次のとおりであった。

評価結果	平均点	所 見
一次評価者 (指定管理者)	3.3	3期目となる指定管理の2年目をトラブルなく無事に終えることができました。「市民スポーツ推進の拠点（地域スポーツの拠点）」としての管理運営をミッションに掲げ、市民の皆さまがスポーツや健康増進活動を実施する際に、「する」・「みる」・「ささえる」のすべてのかたちで施設運営に関わる「市民総参加型スポーツ推進システム」による施設運営を提案し、常に使用者（市民）の側に立った「プレーヤーズファーストの精神」で管理運営を行いました。そして、継続的な事務改善、サービスの向上を行えるように「PDCA マネジメントサイクル」を導入し、過去2期の経験と昨年の反省を踏まえて運営にあたった結果、以下の「成果」と「課題」、そして「改善策」を確認することができました。なお、提案事項の未実施のものについても、検討を重ねながら以降段階的に実施してまいります。 【成果（サービスの向上）】 ○新規提案事業の定着 ・陸上ナイタースクエアは、熱中症の危険がある夏場の暑い時間帯を避けて練習ができ、参加者から大変喜ばれました。設定日に雨天が多かったため昨年より若干減ったものの、学生や社会人を中心に利用者が増えてきております。 ・協会が管理運営する市内スポーツ施設の受付（登録および使用料金収納）ができるサービスが浸透し、サービスを利用される団体等が昨年より大きく増えました。（体育館 49%増、テニスコート 33%増。※他施設受付の利用金額合計） ○物品販売等の充実 ・スポーツグッズ（卓球用品）、軽食（アイスクリーム・ゼリーなど）の販売 ※ピン球（試合球）の材質がプラスチック製に変更され、価格設定が従来品より高くなりました。総合スポーツセンターでは、大量仕入れをすることで価格を抑え、また、1球からのバラ売りを行うことで利用者から好評を得ています。 ※好評のアイスクリームに加え、菓子類を販売品目に加え、観覧者等の来館者にも喜ばれています。 ○コスト削減への取組 ・エコマネジメントプランに従い節電等の省エネに継続して取り組みました。また、新電力会社（PPS）と契約を行なうことで、さ

		らなるコストの削減に努めました。(昨年度比：電気使用量▲3.9%、料金▲11.8%) ○広報サービス（SNS 含む） ・Facebook や twitter などの SNS を活用し、情報発信力の強化を行いました。SNS は従来のホームページと違い、登録さえしておけば、パソコンやスマートフォン等に直接情報が送られるため、広報活動に対して非常に効果的であると言えます。 ○その他 ・平成 26 年度に市で行っていただいた陸上競技場の改修工事（トラック）により、今年度の陸上競技場個人共用使用者数が 21,599 人ありました。これは、リニューアル前である平成 25 年度（15,483 人）よりも 6,116 人多い使用者数となります。施設の改修（改善）により、非常に多くの陸上競技愛好家に喜ばれている結果であります。今後も大阪府下でも数少ない公認陸上競技場としての機能を維持できるよう管理運営に努めるとともに、アスリートの競技力向上と、市民の健康づくり・体力づくりの場として、施設を有効的に活用いただけるよう運営いたします。 【課題】 ○施設および設備の老朽化 ・メインアリーナ放送システムの改修 ・シャワー配管改修（水圧不足） ・床面改修（メインアリーナ・第 1 武道場） ・館内照明設備の更新（LED 化等） ・エレベータおよび非常用発電機の更新（部品保守期限切れ） ○陸上競技場フィールド芝の維持管理（生育状態および水道代 ※前年比：水道使用量 38.9%増、料金 46.8%増） ○会議室の使用率向上 ○藤阪テニスコートの使用率向上 ○満車時の駐車スペース確保 【改善策（今後の展開）】 ○スポーツ教室、物品販売等のより一層の充実を図り、サービスの向上に努めます。 ○施設および設備の老朽化については、予防保全を基にした施設管理を継続しますが、対応が難しいものについては、改修・修繕計画（「中期管理計画作成中」）を作成し、枚方市と協議を進めながら対応していきたいと考えます。 ○会議室の使用率向上については、市民の声を取り入れながら有効的な活用方法を検討いたします。 ・健康スポーツプログラム（講習会や各種測定） ・卓球スクエアでの活用 ○光熱水費の高騰については、節電・節水等の実践および啓発はもちろんのこと、照明器具の LED 化など枚方市と協議を進めながら対応していきたいと考えます。 ○駐車スペースの確保につきましては、大会主催者に協力を呼びかけ、車両台数の抑制に最大限努力いたします。なお、今後の駐車スペースの確保につきましては、引き続き枚方市と協議をすすめていきたいと考えます。
--	--	--

二次評価者 (市による評価)	3.2	総合体育館、陸上競技場、テニスコートを有する規模の大きな施設であり、大会等イベントが重なる場合もあるが、指定管理3期目となり、安定して施設の管理運営を実施できている。 施設は経年により修繕箇所が増加しているが、指定管理者による早期の発見・修繕により使用者への影響は最小限度に抑えられている。平成27年度は、陸上競技場のフィールドの芝の養生や水やりの水道代に負担が掛かったが、施設管理の経験を活かした適正な管理を期待する。なお、各施設の窓口で、他の施設の受付(使用料収納)ができるよう取組んだことは、使用者サービスの観点からは評価できるが、前年度に引き続き、入金区分に一部錯誤が発生していた。既には是正されているが、今後においても適正な運用を図っていただきたいと考える。
-------------------	-----	--

※ 一次・二次評価とも、各項目における事業計画書の履行の程度を5段階(1点～5点)で点数化し、全項目の得点を合算し、平均点を算出しています。

なお、「事業計画の内容どおり適正に管理できている」場合が「3点」となります。

市民ニーズの把握及び的確な対応

(3) 市民ニーズの把握方法

施設使用者及び教室参加者を対象にアンケートを実施している。

■施設使用者アンケート調査結果(平成27年度)

実施期間：平成28年2月1日～2月29日

回答者数：122名

アンケート項目	結 果		アンケート項目	結 果	
活動種目	トレーニング	36%	施設の状況(安全・快適に使用できる状態か)	満足	33%
	卓球	27%		普通	31%
	バドミントン	11%		やや満足	19%
	テニス	4%		やや不満	11%
	その他	22%		不満	6%
使用料	適当	56%			
	安い	38%			
	高い	6%			

(4) 市民ニーズへの対応状況

アンケートの結果については、指定管理者が体育館内の掲示板に掲示するほか、ホームページにも掲載している。また、戴いた意見については、自動販売機以外の飲み物やスポーツ用品の販売等、可能なものから実施して、結果を公表している。

体育館内にご意見箱を設置し、施設使用者及び来館者からの意見等を受け付け、平成27年度からはご意見箱回答掲示板も設置し、施設使用者等の声に迅速に対応している。

経済性（コストメリット）

（５）事業経費

■指定管理料の推移

（単位：円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
決算額	51,479,000	51,465,000	57,488,000	59,677,000

⇒現指定管理期間（H26～30）

（※1）約 600 万円増額

（※2）約 220 万円増額

（※１）平成 25 年度と平成 26 年度の約 600 万円増額理由

平成 25 年度の指定管理者選定時（平成 26 年度～平成 30 年度）において、指定管理料上限額の積算に以下の理由による加算を行った。

主な加算理由	加算額（単年）
修繕等に係る経費	約 109 万円
光熱水費値上げに伴う経費（水道・電気料金）	約 325 万円
消費税の 5%から 8%への変更（H26. 4. 1）	約 160 万円
その他（施設予約システム関係機器経費等）	約 20 万円

（※２）平成 26 年度と平成 27 年度の約 220 万円増額理由

平成 27 年度より指定管理者の業務に陸上競技場・芝管理業務（約 220 万円）を追加。

＜参考＞ 現指定管理期間における指定管理料

年 度	支払（予定）額 （消費税率 8%計算）	当初提案額 （消費税率 5%計算）	
平成 26 年度	57,488,000	55,892,000	
平成 27 年度	59,677,000	55,880,000	
平成 28 年度	59,618,000	55,823,000	
平成 29 年度	59,572,000	55,778,000	市の提示した 提案上限額
平成 30 年度	59,707,000	55,909,000	
合 計	296,062,000	279,282,000	279,494,000

■施設利用料収入の推移（※市の収入）

（単位：円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
決算額	26,122,894	27,125,946	26,077,561	26,504,951

※平成 26 年秋から平成 27 年 3 月末まで陸上競技場改修工事のため、閉鎖。

※平成 27 年度は陸上競技場の芝養生のため、フィールド部分を閉鎖。

指定管理者の収支状況では、平成 26 年度から赤字経営が続いている。赤字となっている理由については、指定管理料の提案額における積算から①電気代の高騰、②人件費の増加、③退職給付引当金の増額等が要因となっている。

ただし、同時期に公益財団法人枚方体育協会が指定管理者となった他の 2 施設（枚方市立渚市民体育館・枚方市立伊加賀スポーツセンター）は黒字（2 施設合計では、約 774 万円）を計上しており、3 施設の収支を合計すると約 470 万円の黒字となっている。

■指定管理者収支状況 ～指定管理者管理運営評価表より～

歳入		単位：円	
項目	平成26年度	平成27年度	
指定管理料	57,488,000	59,677,000	
スポーツ教室等事業	6,914,830	6,624,530	
雑収入	853,121	529,500	
小計 a	65,255,951	66,831,030	

別掲として市への収入として		単位：円	
使用料	26,178,461	26,609,251	

歳出		単位：円	
項目	平成26年度	平成27年度	
運営費 費用弁償	3,000	6,000	
消耗品費	982,436	1,258,689	
印刷製本費	34,560	13,282	
修繕料	2,756,770	2,786,257	
燃料費	296,620	273,499	
光熱水費	24,280,057	22,473,453	
医薬材料費	6,951	0	
通信運搬費	496,371	469,730	
保険料	177,270	170,747	
手数料	90,695	36,965	
委託料	16,716,675	18,109,404	
使用料賃借料	181,370	135,786	
備品購入費	0	0	
自動車税	10,600	4,000	
原材料費	0	0	
消費税	1,604,502	1,568,000	
人件費 職員費	8,015,209	7,907,579	
退職給付費用	209,606	1,072,606	
費用弁償	483,000	532,080	
賃金	9,809,994	10,384,142	
事業費 費用弁償	321,500	264,500	
報償金	1,027,600	1,357,600	
消耗品費	224,325	420,661	
通信運搬費	0	7,857	
手数料	351,000	196,432	
使用料賃借料	141,080	391,990	
小計 b	68,221,191	69,841,259	

差し引き額 a-b	-2,965,240	-3,010,229	
-----------	------------	------------	--

〔参考〕 平成27年度他施設収支状況

		単位：円	
伊加賀スポーツセンター	渚市民体育館	2施設合計	
53,531,000	43,729,000	97,260,000	
2,491,000	2,115,500	4,606,500	
159,837	315,886	475,723	
56,181,837	46,160,386	102,342,223	

		単位：円	
23,167,270	14,975,633	38,142,903	

		単位：円	
伊加賀スポーツセンター	渚市民体育館	2施設合計	
7,000	6,000	13,000	
1,291,377	962,105	2,253,482	
16,340	6,942	23,282	
2,166,476	1,375,366	3,541,842	
19,132	55,503	74,635	
8,546,425	15,303,767	23,850,192	
0	0	0	
257,515	380,513	638,028	
262,479	157,729	420,208	
2,590	38,395	40,985	
9,255,516	9,676,334	18,931,850	
248,304	78,706	327,010	
96,663	0	96,663	
0	10,600	10,600	
14,000	0	14,000	
1,711,000	1,169,000	2,880,000	
9,858,749	7,570,025	17,428,774	
1,072,606	1,072,606	2,145,212	
0	0	0	
13,592,750	6,453,274	20,046,024	
120,000	353,000	473,000	
480,000	310,700	790,700	
0	133,428	133,428	
15,090	2,024	17,114	
439,410	10,000	449,410	
0	0	0	
49,473,422	45,126,017	94,599,439	

6,708,415	1,034,369	7,742,784	
-----------	-----------	-----------	--

(6) コストの比較・分析

指定管理者導入以前から比較して、施設老朽化に伴う修繕料の増加分、光熱水費の値上げ、陸上競技場の芝管理業務の追加等により、単純な比較はできないが、歳出を比較すると、17%の経費が増加している。

指定管理者制度導入前 (平成 17 年度)		指定管理者制度導入後 (平成 27 年度)		差 引
[歳入]		[歳入]		
使用料	25,544,247 円	使用料	26,504,951 円	960,704 円
[歳出]		[歳出]		
委託料	51,093,433 円	指定管理料	59,677,000 円	8,583,567 円

サービス水準

(7) サービス水準の比較・分析

施設によって規模や構成などが異なるため、サービスを単純に比較することは困難であるが、指定管理者が提供する教室開催数が増加するなどの要因により、利用者は 9.2%増加している。

総合体育館利用状況比較

		指定管理者制度導入前 (平成 17 年度)		指定管理者制度導入後 (平成 27 年度)		差 引	
施設名	件数 人数	団体利用	個人利用 (内数)	団体利用	個人利用 (内数)	団体利用	個人利用 (内数)
メインアリーナ	件数	1,513		1,840		327	
	人数	82,038	(3,366)	79,794		-2,244	-3,366
第一武道場	件数	763		813		50	
	人数	20,825	(667)	24,510	(625)	3,685	-42
第二武道場	件数	669		765		96	
	人数	17,307	(307)	19,082	(215)	1,775	-92
サブアリーナ	件数						
	人数		(12,303)		(15,614)		3,311
卓球室	件数						
	人数		(15,434)		(17,468)		2,034
トレーニングルーム	件数						
	人数		(15,255)		(23,379)		8,124
ランニングロード	件数						
	人数		(143)		(169)		26
第 1 会議室	件数	141		181		40	
	人数	1,841		3,577		1,736	
第 2 会議室	件数	157		207		50	
	人数	3,397		4,315		918	
合 計	件数	3,243		3,806		563	
	人数	125,408	47,475	131,278	57,470	5,870	9,995

※平成 17 年度は、教育委員会主催でメインアリーナを利用し、個人利用者向け事業を実施。

陸上競技場利用状況比較

		指定管理者制度導入前 (平成 17 年度)		指定管理者制度導入前 (平成 27 年度)		差引	
施設名	件数 人数	団体利用	個人利用 (内数)	団体利用	個人利用 (内数)	団体利用	個人利用 (内数)
競技場	件数	241		216		-25	
	人数	32,024		29,770		-2,254	
会議室	件数	81		37		-44	
	人数	1,447		1,066		-381	
合 計	件数	322		253		-69	
	人数	33,471	6,897	30,836	21,599	-2,635	14,702

教室開催数の比較

	指定管理者制度導入前 (平成 17 年度)	指定管理者制度導入後 (平成 27 年度)	差 引
教室開催数	139 回	516 回 (うち、自主事業 261 回)	377 回

<参考>平成 27 年度の教室開催一覧

教室名	回数	参加人数
幼児わんぱく体操	15	75
かんたん体操	40	127
ヘルスアップ・自力整体（保育付）	40	156
ヘルスアップ・パワーヨガ（保育付）	40	162
小学生トランポリン	30	94
卓球教室	15	68
バドミントン教室（保育付）	10	26
ソフトバレーボール教室（保育付）	10	32
ちゃれんじ新体操	13	36
カルチャー教室	4	34
ショートテニスフリースクエア ※	51	649
バスケットボールフリースクエア ※	52	449
ソフトバレーボールフリースクエア ※	51	2,032
障害者スポーツフリースクエア ※	12	229
トレーニング講習会	28	470
陸上教室	10	40
ナイターフリースクエア ※	95	2,592
合計	516	7,271

※ 上記※印は、指定管理者の自主事業（スクエア事業）として実施。

(8) 現状における問題・課題等

施設利用者へのアンケート調査により、市民ニーズの把握を行っている。

しかしながら、体育施設を利用されるのはリピーターの方が多く、普段、体育施設を利用されない市民ニーズの把握が難しいため、新たな施設利用者の掘り起こしの施策が取りづらいのが、指定管理者と行政の双方の課題である。

目的達成度

(9) 民間活力活用による効果

指定管理者である体育協会に加盟する各種競技団体及びサポーターズバンク（市民のインストラクターやボランティアによる組織。発掘・育成した人材を様々なスポーツ・レクリエーション活動に派遣していく制度）の協力が得られるため、多彩な教室やイベントが安価に実施できるだけでなく、利用率の低い施設や時間帯に、指定管理者の自主事業である市民向けのスポーツ教室を開催することにより、施設の有効活用と施設利用者の増大に貢献している。

また、継続的に競技に取り組みたい利用者にとっても、指定管理者が受け皿となる総合型地域スポーツクラブや各競技団体への橋渡し役を行い、継続的な活動が可能となる等、メリットが大きい。

体育施設はもともと高い利用率であり、ソフト面の充実により、利用者サービスの拡大などに大きな効果が得られるものと考えている。

(10) 民間活力活用による課題（見直すべき点等）

平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、平成 17 年度の公募時には 2 団体の申請があったが、その後、指定管理期間の更新に伴い、2 期（1 期 5 年）の公募を実施しているが、現指定管理者である、公益財団法人枚方体育協会の申請のみである。

所管部署による評価結果

所管部署による自己評価	妥 当
-------------	-----

ー理由ー

下記の理由により、指定管理者制度による管理運営は妥当と考える。

①サービスの質の向上

指定管理者制度導入以前から利用率が 90% 台であったため、施設が利用できない等の苦情が多かったが、閉館日に大会等を開催し、空いた枠を一般の団体利用ができるようにする等、施設の有効活用に努めている。また、利用の少ない施設や時間帯の有効活用を兼ねた教室等を実施し、利用者数も増加している。

②採算性（コストメリット）

コストは17%増加しているが、指定管理者制度への移行に関係なく、施設を運営するために必要となる消費税・施設老朽化に伴う修繕料や光熱水費の高騰等によるものである。

③スポーツ大会運営の経験・ノウハウの活用

大会使用時における柔軟な対応やスポーツ大会運営のサポート・提案、サポーターズバンク制度を活用したインストラクターの紹介、器具の出し入れやセッティングのお手伝い等によりサービス向上に努めている。

④多様化・高度化する市民ニーズへの効率的・効果的な対応

アンケートの実施等により市民ニーズを的確に把握し、戴いた意見に対して、実行できるものから実施し、サービス向上に努めている。

V. 評価員による評価・検証結果

[総論]

民間活力の利用は、行政改革を進めるための必要十分条件ではない。そのため、発注時十分に調査検討した民間委託であっても、・民間のノウハウが生かされているか？・公共事業本来の目的は果たしているか？・想定外の課題が生じていないか？など事業を常に注視することが必要である。本評価員会議では、民間事業者や市の担当課の声を直接聴き、上記視点で現状でのメリットやリスクを第三者視点で評価したものである。

なお、本評価作業を通じ担当課や指定管理者と意見交換した制度上・運用上の各内容が、今後の枚方市指定管理者制度の適用に生かされ、市民・企業・行政の強力な連携の輪で行政サービス向上・コスト削減や地域活性化に寄与することを願っている。

[評価員（3名）の評価・検証結果]

評価・検証結果	要検討
---------	-----

ー理由ー

本事業も事業収支が赤字である。この赤字は、枚方体育協会全体の収入から補てんしているようだが、枚方体育協会は公益財団であり、他にも市から指定管理などの委託事業や活動補助金も受けているため、この補てんは他の事業費の流用とも受け取られかねない。本制度は、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを市が自主的に判断するものである。また、指定管理者が赤字補てんしている事業に対し他の事業者が手を挙げるとは考えにくい。本施設の安定的運営の観点で、枚方体育協会が受託している同種の収益事業（決算書類上ではない管理運営上の事業区分）について市は助言し、本事業収支の考え方を市民にわかり易く整理すべきである。

評価・検証結果	要検討
---------	-----

－理由－

本事業において、毎年支出超過の状況にあつて、本施設をどのように運営しているかという質疑に対し、枚方体育協会が行う他事業（伊加賀スポーツセンターと渚市民体育館の指定管理）における収入超過を本事業に回し全体として運営しているという回答があり、この構造は問題である。現状、公募による選定であっても申請は 1 団体のみとなっており、指定管理料は低く抑えられているとしながら本事業が支出超過であること自体説明が困難である。また、管理部門の人員配置の状況等により収支は変動し金額に裁量の働く余地があるため、指定管理料の算定内容は詳細に検討されなければならない。

指定管理者の選定には競争が働くべきであり、複数の団体が応募する環境を整えることが必要であると考えます。

評価・検証結果	妥当（条件付き）
---------	----------

－理由－

このたび、事業調書資料、所管部署とのヒアリング、現地視察を通じて、以下の課題があると思われる。よって、課題解決を前提条件として妥当と判断した。

本事業に対する業者申請が指定管理者制度導入以降、ずっと体育協会のみで一手に引き受けているわけだが、本市の体育協会が他市と異なり、全く独立した位置づけで様々な体育施設の管理運営を行っているという本市特有の組織体制が他業者の申請を敬遠することにつながっているのではないかと。

現在は、本事業の管理運営が体育協会の独立体制によるデメリットがメリットを上回っている状況にあると思われる。よって、今後も本事業を多くのノウハウ・経験を有する体育協会への委託が続くのであれば、例えば、指定管理者制度よりもむしろ随意契約等を含め、所管課が体育協会に対して対話とチェック機能をしっかりと働かせる行い方、管理と運営の分離、等についても検討されてはどうか。

アンケートを見ても、利用者ニーズのより一層の向上が重要であり、既存の「サポーターズバンク」なども大いに活用しながら、リピーターだけでなく、もっと新たな利用者の獲得、シニア層の健康維持・疾病予防のための施設利用の PR に努めていただくことに期待したい。

7. 今後の予定

平成 28 年度評価・検証の対象となった 3 施設については、評価・検証結果を踏まえ、所管部署において各事業の今後の対応を決定し、より適切かつ効率的・効果的な事業執行を図っていきます。

また、この取り組みで得られた民間活力を活用したことによる効果や課題等の検証結果については、今後、指定管理者の選定や施設の運営において、効果が十分発揮できる仕様への反映等、本市における民間活力のさらなる活用に活かしていきます。